別紙７

関係機関の役割及びシステム利用の必要性

住宅宿泊事業法

国	**観光庁と厚生労働省の共管** ・法の健全な制度普及を図る ・住宅宿泊仲介業者が掲載する施設が適法かどうかの確認を行い、指導監督を実施 ・観光庁が本システムを構築、提供しているため、観光庁は自治体や事業者のシステムに関する問合せに対して、システム提供者の責任として常時対応が必要

府	**府民文化部と健康医療部の共管**	
	府民文化部 企画観光課 ・制度設計 ・条例制定等の検討 ・国への照会等	健康医療部 環境衛生課 ・届出受付

住宅宿泊事業法は旅館業法の特例であるため、本法の届出をしていない施設や、届出施設にあっても年間180日の営業を超えた施設については旅館業法違反

旅館業法

中核市・府保健所（旅館業法所管）
中核市及び保健所において、当該施設に対して無許可旅館として指導するため

大阪府警

法令等に違反しているかの確認
・テロ等の不法行為を未然に防止するため

大阪府内消防

法令等に違反しているかの確認
・消防法上「宿泊所等」として扱われるにも関わらず、届出時に消防法令適合通知書の添付がないものに対して指導するため